

令和2年4月1日スタート

飯田市骨髄バンクドナー助成事業のお知らせ

飯田市では、令和2年4月1日より、骨髄・末梢血幹細胞提供者（ドナー）及びドナーが勤務する事業所の負担軽減と、骨髄移植の推進及びドナー登録者の拡大を推進するため、提供者と提供者が勤務する事業所に対し、補助金を交付する事業を実施します。

▼対象者・対象要件

次のいずれにも該当する方及びその方を雇用する国内の事業所（国及び地方公共団体並びに独立行政法人を除きます）

- (1) ドナーであり、骨髄等の提供を完了し、これを証明する書類の交付を受けた方
- (2) 骨髄等を提供した日及び助成金申請時において市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されている方
- (3) 市税等の滞納がない方
- (4) 飯田市暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有しない方
- (5) 他の地方公共団体等から骨髄の提供に係る助成金等の交付を受けていない方

▼補助額

ドナー 骨髄等の提供に係る同意をした以後の入通院等1日につき2万円
1回の提供につき上限10日

事業所 骨髄等の提供に係る同意をした以後のドナーの入通院等1日につき1万円
1回の提供につき上限10日

ドナーが複数の事業所に勤務されている場合は、当該勤務時間が長い主たる事業所とします。

通院等に要した日数は、骨髄等の提供に係る同意をした以後の次に掲げる通院に係る日数の合計をいいます。ただし、骨髄等の採取術又はこれに関連した医療措置によって生じた健康被害に係る通院等の日数は含まれません。

- (1) 健康診断に係る通院
- (2) 自己血貯血に係る通院
- (3) 骨髄等採取に係る入院
- (4) その他骨髄等の提供に関し、骨髄バンクが必要と認める通院等

▼申請の方法

骨髄等の提供が完了した日から6月以内に助成金の交付の申請をしてください。

(1) ドナー 飯田市骨髄バンクドナー助成金交付申請書（ドナー用）（様式第1号）

- 添付書類
- ・骨髄バンクが発行する骨髄等の提供を完了したことを証明する書類
 - ・健康保険証の写し
 - ・ドナーが骨髄等の提供のために休暇を取得したことを証明する書類
 - ・市税完納証明書
 - ・その他、市長が必要と認める書類

(2) 対象事業所 飯田市骨髄バンクドナー助成金交付申請書（事業所用）（様式第2号）

- 添付書類
- ・登記事項証明書等の事業所の所在を証明する書類
 - ・ドナーとの雇用関係を証明する書類又は個人事業を営んでいることがわかる書類
 - ・骨髄バンクが発行する骨髄等の提供を完了したことを証明する書類
（ドナーが提出済の場合は、提出の必要はありません。）
 - ・市税完納証明書
 - ・その他、市長が必要と認める書類

▼助成事業に関する問い合わせ・申請先

飯田市 健康福祉部 保健課 健康推進係

住所 〒395-8501 飯田市大久保町 2534 番地（1階 A9窓口）

電話 0265-22-4511 内線 5511

時間 8時30分～17時15分（土日・祝日・年末年始を除く）

▼ドナー登録について

詳しくは、日本骨髄バンクのホームページをご覧ください。

○ドナー登録の方法

- (1) 日本骨髄バンクのホームページで、ドナー登録のパンフレット「チャンス」を読んで、骨髄バンクについてご理解をいただき、登録条件を確認してください。
- (2) 登録申込書に記入・署名し、献血ルーム等の窓口に出します。
- (3) 登録窓口で2mlの採血をし、白血球型(Hla型)を検査します。検査に費用はかかりません。
- (4) 後日、日本赤十字社から「登録確認書」が送られてきたら登録完了です。ドナー登録された方の白血球型は、患者さんとのHla型適合検索を定期的に行います。

○ドナー登録できる方

- ・骨髄・末梢血幹細胞の提供の内容（「チャンス」を読んで）を十分に理解されている方
- ・年齢が18歳以上、54歳以下で健康な方
- ・体重が男性45kg以上、女性40kg以上の方